

「船舶ガイドライン」及び「港湾ガイドライン」について

令和2年12月21日

国土交通省

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で船内感染の発生例が相次ぎ、我が国においても、横浜(ダイヤモンド・プリンセス号)及び長崎(コスタ・アトランティカ号)において、多くの乗船者が感染する事案が発生
- 国土交通省では、クルーズ船の利用者、寄港する港湾の関係者等の安全・安心の確保に向け、感染症、危機管理等の専門家からの意見を踏まえ、関係業界によるガイドライン整備、その実効性を担保するための措置等について検討・整理

I. ダイヤモンド・プリンセス号等事案の検証について

- 船内の感染拡大について、ダイヤモンド・プリンセス号及びコスタ・アトランティカ号事案における、現時点で国土交通省が課題、教訓とする事項を整理
- 再発防止に向けて、**船側に求められる措置、受入港湾側の措置、国土交通省に求められる措置**を整理

II. クルーズの再開にあたって

- 第一段階: 第三者認証取得等準備の整ったクルーズ船と受入港から、**国内のショートクルーズをトライアルとして実施【短期的措置】**
- 第二段階: 上記トライアル結果等を踏まえ、得られた知見をガイドラインに逐次反映した上で、本格的に国内クルーズを実施【短期的措置】
- **国際クルーズについては、水際対策の状況や他国の安全・安心対策との調和に留意しつつ、ガイドラインの検討等所要の準備を進める【継続検討】**

III. 関係者の役割分担について

- クルーズ船の受入判断や有症者・感染者等への対応が求められる際には、**クルーズ船事業者、検疫等の国の関係機関、港湾管理者や保健所等を含む地方自治体との間で、課題の把握と対応を迅速かつ適切に行える体制を構築**
- 万一の事態に備えて、クルーズ船の寄港に関わる関係機関間の**対応訓練を実施**
- 国際クルーズにおける関係国、クルーズ船事業者が果たすべき役割分担のたたき台を提示【継続検討】

IV. 安全・安心確保に向けた具体的措置について

- 国内クルーズの再開にあたり、「船舶ガイドライン」及び「港湾ガイドライン」に盛り込むべき措置
- 港湾管理者等は、クルーズ船の寄港受入に際し、船舶及び港湾ガイドラインへの適合を確認するとともに、**都道府県等の衛生主管部局を含む地域の関係機関で構成される協議会等における合意**を得た上でクルーズ船を受け入れる
- 船内で感染者が確認された場合には、次の寄港地での陸上隔離等を実施後、速やかに下船港(発着港を基本)に向かう

V. 実効性担保のあり方について

- クルーズ船事業者(邦船社)が策定する手順書(マニュアル)の船舶ガイドラインへの適合状況について、**(一財)日本海事協会(NK)が認証を行う【短期的措置】**
- 邦船社については、**海上運送法に基づく安全管理規程に感染症対策(衛生管理規程(仮称))を追加**すること、また、衛生管理規程を遵守することを義務づけ【短期的措置】

VI. 国際的なルール作りを含む主導的役割のあり方

- **外務省等関係機関と連携し、国際海事機関(IMO)における国際ルール作り**も視野に、クルーズ船の安全確保に向けた国際的な議論を我が国が主導【継続検討】

- 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、「クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドラインを2020年度を目途に策定する等、再び安心してクルーズを楽しめる環境整備を図る。」としたところ。
- 国土交通省において、感染症や危機管理の専門家等の意見を聞きながら、関係業界が整備するガイドラインなど、クルーズの安全・安心の確保に関する検討を実施。

国土交通省におけるクルーズの安全・安心確保に係る検討・中間とりまとめ(9月18日)

日本外航客船協会ガイドライン(国内クルーズを対象)
※9月18日初版、10月23日第二版

- 乗客の事前スクリーニング
 - ・検温、質問票、本人確認 など
- 船内の予防策
 - ・マスク着用、手洗い、消毒、健康管理の徹底
 - ・船内施設の座席数減、間隔確保
 - ・換気の実施 など
- 有症者発生時の拡大防止
 - ・船医による診療
 - ・船内隔離、イベント中止 など

日本港湾協会ガイドライン(国内クルーズを対象とした上記ガイドラインに対応)
※9月18日初版、10月23日第二版

- クルーズ船の旅客や乗組員、ターミナルビルの従業者の間の感染防止
 - ・症状のある者の入場回避、マスク着用
 - ・列や座席の間隔確保、消毒液配置 など
- ターミナルビルの従業者の感染防止
 - ・健康状態確認 など

船内における感染防止対策
(クルーズ船事業者)

旅客ターミナル等における感染防止対策
(港湾管理者等)

寄港地における受入体制の構築

クルーズ船の寄港検討

情報共有等

寄港地の関係機関等 ※

「水際・防災対策連絡会議」の設置・開催状況

1. 趣旨

港湾の水際・防災対策等について、平時より関係者で情報を共有・連携し、事前準備を進めるとともに、非常時には関係者が連携して即座に対処するため、各港で連絡会議を設置。

<主な議題>

- ①港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策
- ②ヒアリ対策に関する情報提供
- ③感染症の疑いのある外航貨物船の来航時の対応について
- ④今後のクルーズ船への対応について

2. 各港での開催状況

12月17日現在

開催日	港湾名	備考
7月17日(済)	横浜港	
8月21日(済)	横浜港	コアメンバーのみ
9月4日(済)	東京港	
9月7日(済)	神戸港	
10月7日(済)	苫小牧港	
10月9日(済)	神戸港	神戸港保安委員会と共催
10月16日(済)	大阪港湾	大阪港、堺泉北港、阪南港の合同
10月23日(済)	新潟港	
11月5日(済)	秋田港	
11月16日(済)	名古屋港	
11月18日(済)	長崎港	
11月24日(済)	広島港	
11月27日(済)	那覇港	
11月30日(済)	博多港	
12月17日(済)	清水港	11月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	新居浜港	10月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	佐世保港	10月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	三河港	11月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	四日市港	11月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	高知港	11月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	細島港	11月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	鹿児島港	11月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	油津港	11月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	高松港	12月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	別府港	12月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	北九州港	12月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	宮崎港	12月のクルーズ寄港は別途連絡体制を構築
調整中	宇野港	
調整中	徳山下松港	

全国の重要港湾以上及びクルーズ船寄港予定地においても、順次開催予定

(事例) 横浜港 水際・防災対策連絡会議 初回開催 7月17日

【国】	【港湾関係事業者団体】
1 財務省 横浜税関	25 横浜港運協会
2 出入国在留管理庁 東京出入国在留管理局横浜支局	26 神奈川倉庫協会
3 厚生労働省 横浜検疫所	27 神奈川県冷蔵倉庫協会
4 厚生労働省 神奈川労働局	28 横浜船主会
5 農林水産省 動物検疫所	29 外国船舶協会
6 農林水産省 横浜植物防疫所	30 東京湾水先区水先人会
7 環境省 関東地方環境事務所	31 動畜産物輸出入検疫協会
8 陸上自衛隊	32 全横浜港湾労働組合連合会
9 海上自衛隊	33 全日本海員組合関東地方支部
10 国土交通省 関東運輸局	34 一般社団法人 日本港湾タグ事業協会
11 海上保安庁 横浜海上保安部	35 一般社団法人 横浜港振興協会
12 国土交通省 関東地方整備局	36 一般社団法人 横浜港湾福利厚生協会
【県】	37 一般社団法人 神奈川県トラック協会
13 神奈川県 暮らし安全防災局	38 一般社団法人 日本埋立浚渫協会関東支部
14 神奈川県 健康医療局	【その他港湾関係事業者】
15 神奈川県 警察本部	39 株式会社 ユニエックスエーゼンシー
【市】	40 株式会社 東京マリンサービス
16 横浜市 危機管理監	41 郵船コーディアルサービス 株式会社
17 横浜市 鶴見区役所	42 ワールドトランスポート 株式会社
18 横浜市 中区役所	43 相模運輸倉庫 株式会社
19 横浜市 総務局	44 株式会社 ジャパングレイス
20 横浜市 健康福祉局	45 横浜川崎国際港湾 株式会社
21 横浜市 医療局	46 横浜港埠頭 株式会社
22 横浜市 環境創造局	【医療関係者】
23 横浜市 港湾局	47 横浜市立大学附属病院
24 横浜市 消防局	48 横浜市民病院

(事務局: 関東地方整備局)

クルーズ船の寄港への対応訓練について

- クルーズ船の寄港に備え、寄港予定がある港湾で訓練を実施しているところ。
- 船社や寄港地の関係機関と連携し、感染者の搬送や防護服の着脱、情報伝達等について、順次訓練を実施。

感染者の搬送等



プレハブの設置

横浜港



搬送動線の確保

神戸港



感染者の搬送

横浜港



下船後の消毒

横浜港

防護服着脱訓練



新居浜港

情報伝達訓練



新居浜港

港名	初回訓練日
東京	10月7日
佐世保	10月14日
新居浜	10月19日
横浜	10月20日
神戸	10月20日
清水	10月20日
館山	10月30日
名古屋	10月30日
油津	11月4日
四日市	11月5日
新宮	11月5日
浜島	11月6日
鳥羽	11月6日
鹿児島	11月9日
高知	11月9日
小豆島	11月16日
細島	11月20日
三河	11月20日
大阪	11月25日
広島	11月25日
北九州	11月30日

クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ

我が国のクルーズ市場は、近年外国からのクルーズ船の受入れ増大、さらには日本発着クルーズの進展もあり、大きく発展してきた。クルーズ船による訪日外国人数は年間250万人にまで増加し、寄港先の港は毎年100を超え地域経済の活性化に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で船内感染の発生例が相次ぎ、我が国においても、横浜及び長崎において、多くの乗船者が感染する事案が発生した。

これらの事案により、我が国におけるクルーズに対する信頼や安心は失われている。2月末以降休止状態にある我が国のクルーズ市場を再開させるためには、クルーズ船に対する信頼や安心を取り戻すことが何よりも重要である。

このため、国土交通省では、クルーズ船の利用者、そして寄港する港湾の関係者等の安全・安心の確保に向け、「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者WG」の感染症、危機管理等の専門家(別添1)から意見を聞きつつ、国際ルールのあり方を含む対策の検討を進めてきた。

この中間とりまとめに向けて、クルーズ船が安全かつ安心に運航されるための短期的措置として、関係業界によるガイドライン整備、その実効性を担保するための措置等を中心に検討を進め、整理を行った。その具体的な内容は、以下のとおりである。

I. ダイヤモンド・プリンセス号等事案の検証について

1. ダイヤモンド・プリンセス号等事案の課題及び教訓について

横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号及び長崎におけるコスタ・アトランティカ号における大規模クラスター事案については、今後、様々な検証、考察が行われるものと承知しているところであるが、現時点で国土交通省が課題、教訓とする事項は以下のとおりである。

(1) 船内の感染拡大について

①ダイヤモンド・プリンセス号事案では、以下のような事項が指摘されている。

- 初期段階で乗客に症状が表れたのが1月22日、23日の時点とされているが、イベントの中止、乗客の個室管理等の対策がとられたのは横浜港到着後検疫からの指摘を受けた後であった。
- 共用の施設や設備、共通のイベントを通じ感染が拡大した可能性がある。
- ビュッフェ等において多数の者が接触する物を通じた接触感染の可能性がある。

②コスタ・アトランティカ号事案では、以下のような事項が指摘されている。

- 4月19日に乗組員等の個室管理が開始されたが、3月中にウイルスが船内に持ち込まれ、3月下旬から感染が拡大した可能性がある。

(2) 再発防止に向けて(感染拡大防止のために必要な措置について)

①船側に求められる措置

- 感染が疑われる者を早期に発見し、隔離。また、イベント等を速やかに中止。
- 感染が確認された者に係る外部への速やかな情報提供及び対応に関する協力を要請。
- 共用の施設や接触感染の可能性のある物品等について、頻繁な消毒を実施。
- 乗組員の教育訓練を徹底。また、船内における監督を徹底。
- 感染症対策や検疫を実施する関係機関に対し、全面的に協力。

②受入港湾側の措置

- 初動対応を迅速かつ適切に実施するため、現場における正確な情報把握・共有実現のための体制を構築。
- 受入港湾において、検疫等のため必要となることを想定し、緊急搬送用動線やプレハブ等を設置するためのスペースを確保するなど、受入環境を整備。
- 事案対応時に必要となるマスクや防護服等を備蓄。
- 防護服の着脱や搬送に関する訓練など事前の備えを実施。

③国土交通省に求められる措置

- 本省及び受入港湾において、全体調整や初動対応を迅速かつ適切に実施する体制を構築。
- 船舶及び受入港それぞれにおいて、対応すべき事項を予め明示し、実施していくよう周知。
- 外国籍クルーズ船に対し、措置要請が確実に到達するよう、特に重要なものについては、代理店を通じた連絡に加え、運航会社の日本支社にも並行して措置要請を伝達するとともに、外国籍クルーズ船に対し、措置要請が確実に到達し、要請内容が実施されていることを代理店を通じ各船が本邦港へ入港する際に確認。

Ⅱ. クルーズの再開にあたって

1. クルーズの再開に向けた基本的考え方、また、その条件等について

- ① 第一段階として、本中間とりまとめに添付された暫定ガイドライン(Ⅳ. 参照)に基づき、第三者認証取得等準備の整ったクルーズ船と受入港から、国内のショートクルーズをトライアルとして実施。【短期的措置】
- ② 第二段階として、①のトライアル結果等を踏まえ、得られた知見をガイドラインに逐次反映した上で、当該ガイドラインに基づき、本格的に国内クルーズ運航を実施。【短期的措置】
- ③ 国際クルーズについては、水際対策の状況等を見極める必要はあるが、実施に備え、他国の安全・安心対策との調和に留意しつつ、ガイドラインの検討等所要の準備を進める。【継続検討】
- ④ なお、①から③に関するクルーズ船の受け入れにあたっては、クルーズ船事業者や地元の幅広い関係者は、安全性が確保された寄港となるよう必要な調整を図る。

2. 利用者の安心を取り戻すための取組について

クルーズ船に対する信頼や安心が失われている状況を踏まえ、以下の取組を進める。

○安全性に係る信頼確保策の実施

- 国・関係自治体等の公的機関が関与し、安全対策についてPRを実施(政府広報等も要検討)。【短期的措置】
- 専門家の協力を得て、トライアル期間においてクルーズ船の点検を実施。【短期的措置】

Ⅲ. 関係者の役割分担について

1. 役割分担の検討にあたっての留意事項について

- ① クルーズ船事業者は、船内の衛生管理、乗客・乗組員の安全確保を一義的に行う役割を担う。一方で、陸上で団体行動を行うケース等を除けば、一般的に乗客の船外の行動については関知していないこと。
- ② また、クルーズ船事業者は、一義的に船内の安全確保を担うとしても、有症者や感染者の発生が疑われ、また、実際に発生した際には、医療機関等陸上の関係機関の協力なくして対応が困難であること。

2. 港湾におけるクルーズ船の安全・安心な受入に向けた、クルーズ船事業者、港湾管理者(関係自治体)、国の関係機関、地方自治体の各部局等の役割や連携体制(医療機関、輸送機関を含む)について

- ① 受入港湾側は、クルーズ船の寄港に先立ち地域における感染者の受入体制の確認、乗客の陸上輸送に係る輸送機関との予備的調整等の協力を実施することが望まれる。
- ② クルーズ船の受入判断や有症者・感染者等への対応が求められる際には、船内で行われる対策や想定されるリスクを基に、クルーズ船事業者、検疫等の国の関係機関、港湾管理者や保健所等を含む地方自治体との間で、課題の把握と対応を迅速かつ適切に行える体制を構築。
- ③ 船内で感染者が確認された場合、国内クルーズの場合は次港での陸上隔離に対応するため、港湾管理者、保健所等関係機関に、また、国際クルーズの場合は次の港を所管する検疫当局等関係機関に速やかに連絡するとともに、関係者に情報が共有・伝達される体制を構築。
- ④ 万一の事態に備えて、クルーズ船の寄港に関わる関係機関間の対応訓練を実施。

3. 国際クルーズの再開に向けた感染の未然防止や拡大防止のため、関係国、クルーズ船事業者が果たすべき役割

国際クルーズ、とりわけ外国籍クルーズ船を積極的に受け入れていく観点から、以下のような役割分担をたたき台とし、今後議論を深めていく必要があるのではないか。【継続検討】

① 防止

- クルーズ船事業者が対策に責務を負うべき。
- クルーズ船船長が対策に責務を負うべき。
- 旗国は、自国籍船に所要の感染症対策を講じさせる責務を負うべき。
- 運航国(クルーズ船事業者の本社法人の国籍国)は、自国のクルーズ船事業者に所要の感染症対策を講じさせることが期待される。
※便宜置籍船を多く抱えるクルーズ船事業者に対しては、運航国の役割が大きいと思料される。
※他方で、クルーズ船事業者は、「多国籍企業」として存在していることに留意が必要。
- 寄港国は、自国に寄港する船(その運航事業者)に自国の法令に従わせることが可能。
※米国、EU ともに入港する船の運航事業者に対するガイドラインを作成している。

② 発生時

- クルーズ船事業者は船内の事象に対し責務を負うべき(寄港国との協力を含む。)
- クルーズ船船長は船内の事象に対し責務を負うべき(寄港国との協力を含む。)
- 旗国は、自国籍船の船長に適切に対処させる責務を負うべき(寄港国への通報・協力要請を含む。)
- 運航国は、自国のクルーズ船事業者に適切に対処させることが期待される。(寄港国への通報・協力要請を含む。)
- 寄港国は、その受け入れ能力を踏まえ、検疫等を実施するとともに、乗客・乗組員の安全確保のため、クルーズ船事業者・船長に対し必要な協力を行う。

③ 拡大時

- クルーズ船事業者は、寄港国の対応に協力する責務を負うべき。
- クルーズ船船長は、寄港国の対応に協力する責務を負うべき。
- 旗国は、船長を寄港国に協力させる役割が期待されるべき。
- 運航国は、クルーズ船事業者を寄港国に協力させる役割が期待されるべき。
- 寄港国は、その受け入れ能力を踏まえ、検疫等を実施するとともに、関係者の協力を得て、乗客・乗組員の安全確保のため必要な措置をとることが期待されるべき。

IV. 安全・安心確保に向けた具体的措置(その制度化を含む。)について

1. 国内クルーズの再開にあたり、クルーズ船事業者において直ちに講ずべき短期的措置(=「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(以下、「船舶ガイドライン」という。)に盛り込むべき措置等)について

- ① クルーズ船事業者が遵守すべき船舶ガイドラインに、以下の措置を盛り込む。
 - 検温、質問の実施等、乗客の事前スクリーニングのための措置
 - マスク着用、手洗い、消毒等、乗客・乗組員の感染予防のための措置
 - 船内施設の座席数減、間隔確保、ビュッフェの中止等、乗客・乗組員の感染予防のための措置
 - 乗客・乗組員の健康管理、早期受診の徹底等、疑わしい者の早期発見のための措置(船内における検査の実施を含む。)
 - 船内隔離、イベント中止等、船内の感染拡大防止のための措置
 - 感染発生時の陸上機関との連携
 - 衛生管理体制の構築(対応マニュアルの作成、乗組員の教育訓練の実施)
- ② 船舶ガイドライン((一社)日本外航客船協会(JOPA)の暫定ガイドライン)は別添2のとおり。
- ③ 上記措置の実施をより確実にするため、所要の法令改正を実施する。
- ④ なお、船内で感染者が確認された場合には、その時点で船内イベント及び船内施設の使用を中止し、他の乗客は自室にて待機させる。その上で、次の寄港地での陸上隔離等を実施後、速やかに下船港(発着港を基本として予めクルーズ船事業者が港湾管理者と調整)に向かうことを基本とする。ただし、最終的な対応については、医療体制等陸上の受入体制、感染者や濃厚接触者の数等も考慮し、保健所等、関係機関の指示・助言を踏まえ決定される。

2. クルーズ船事業者において、中長期的に講ずべき措置について

○クルーズ船事業者が講ずべき中長期的措置について、以下のとおり検討を進める。【継続検討】

- ソフト面の対策に加え、ハード面の対策の必要性を整理
- 関係国の役割分担について検討を進め、この中でクルーズ船事業者の役割を整理(再掲。III. 3. 参照)
- 上記を踏まえた法令の手当や条約化を含む国際的な議論・検討を推進

3. 旅客ターミナル等における感染を防止するための措置(＝クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン(以下、「港湾ガイドライン」という。)に盛り込むべき措置)等港湾管理者に期待される事項について

- ① 旅客ターミナルや埠頭における感染防止対策を実施。
 - ターミナルビル従業員の感染防止(健康状態確認等)
 - クルーズ乗客・乗組員とターミナルビル従業員との感染防止(症状のある者の入場回避、マスク着用、列や座席の間隔確保、消毒薬配置等)
- ② 港湾ガイドライン(日本港湾協会の暫定ガイドライン)は別添3のとおり。
- ③ 港湾管理者等は、クルーズ船の寄港受入に際し、船舶ガイドライン及び港湾ガイドラインへの適合を確認するとともに、都道府県等の衛生主管部局を含む地域の関係機関で構成される協議会等における合意を得た上でクルーズ船を受け入れることが望まれる。
- ④ 船内で感染者が確認されたクルーズ船の受入にあたり、医療機関への搬送等を安全かつ速やかに実施できるよう、感染状況に応じた初動体制の構築や、埠頭における搬送用動線の調整等を予め行っておくことが望まれる。
- ⑤ クルーズ船事業者等と連携して、寄港地観光中の感染症対策の周知等クルーズ船事業者と地域の相互理解の促進に努めることが望まれる。

4. クルーズの発着港と途中寄港地に求められる役割について

- ① クルーズの発着港となる主要な港湾においては、予め受入体制の構築や訓練等を特に行っておく必要がある。
- ② 途中寄港地であっても、急を要する患者対応等があり得ることから、一定の受入体制を構築する必要がある。
- ③ 船内で感染者が確認された場合には、次の寄港地での陸上隔離等を実施後、速やかに下船港(発着港を基本として予めクルーズ船事業者が港湾管理者と調整)に向かうことを基本とする(ただし、最終的な対応については、医療体制等陸上の受入体制、感染者や濃厚接触者の数等も考慮し、保健所等、関係機関の指示を踏まえ決定される。)

V. 実効性担保のあり方について

クルーズ船事業者等が講ずべき措置を確実に実施させるための仕組みについて

- ① クルーズ船事業者(邦船社)が策定する手順書(マニュアル)の船舶ガイドラインへの適合状況について、(一財)日本海事協会(NK)が認証を行う。【短期的措置】
- ② ①に加え、邦船社については、海上運送法に基づく安全管理規程に感染症対策(衛生管理規程(仮称))を追加すること、また、衛生管理規程を遵守することを義務づけることにより、さらに強力に実効性を担保する仕組みを設ける。【短期的措置】
- ③ クルーズ船事業者(外国船社)に対する実効性担保のあり方については、①に準じた措置を講じるべく関係者と調整のうえ整理を行う。また、さらに強力に実効性を担保する仕組みについては、中長期的な措置を含め、検討を進める。その際、外国船社は邦船社のように規制の対象となっていないことに留意する。【継続検討】

VI. 国際的なルール作りを含む主導的役割のあり方

国土交通省が対応すべきクルーズの安全・安心の確保に向けて必要とされた措置のうち、国際的なルール作りが必要な事項の実現に向けた国土交通省の役割について

○外務省等関係機関と連携し、国際海事機関(IMO)における国際ルール作りも視野に、クルーズ船の安全確保に向けた国際的な議論を我が国が主導する。【継続検討】

※5月28日、我が国はIMO臨時理事会に議論の重要性を呼びかける文書を提出。

外航クルーズ船事業者の 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年10月23日(第二版)

(一社)日本外航客船協会

1. はじめに

我が国のクルーズは、日本の皆様の余暇の過ごし方に新たな選択肢を提供し、訪日外国人を温かくおもてなし、寄港する地元の活性化に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大は、クルーズに対する不安を大きくし、経済活動が再開されていく中であっても、各社は長きにわたり運航停止を余儀なくされている。

この新型コロナウイルス感染症については、今後も持続的な対策が必要になることが見込まれている。

このような中で、クルーズ船事業者が事業を再開するためには、乗客や乗組員の感染防止対策や万一の場合の感染拡大防止対策を適切に講じることが大前提となる。

このため、（一社）日本外航客船協会（JOPA）では5月14日に外航旅客船事業者向けのガイドラインを策定するなどの取組を進めてきたところである。

このような流れのなかで、国土交通省は、「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者ワーキンググループ」を設置し、有識者の意見を聞きながら、クルーズの安全・安心を取り戻すための検討を進めてきた。

当協会としては、5月14日作成のガイドラインをベースに新たにクルーズ船事業者向けに特化したガイドラインを作成すべく、有識者の意見に耳を傾け、国土交通省とともにその内容について検討を進めてきた。

こうした経緯を経て、国土交通省海事局の監修の下で作成した本ガイドラインは、クルーズ船の運航再開にあたって、乗客や乗組員に感染者を発生させず、これまで以上に安心して快適な船の旅を提供することを究極の目標としつつ、船内で新型コロナウイルスの感染者が確認されても、乗船から下船に至るまで新型コロナウイルス感染症対策を徹底しておくことで、同室者以外の乗客や乗組員への感染拡大を封じ込め、クラスターを発生させないことを目指している。

今後、各社は、本ガイドラインに沿って、自社の運航船舶用の新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止マニュアルを作成し、その取組状況について、公平な第三者機関である（一財）日本海事協会（NK）の審査、認証を受けることになる。こうした取組が、乗客や乗組員はもとより、地域との共生は、クルーズにとって不可欠であることから、クルーズ船を受け入れていただく自治体や地域の住民の皆様の安心につながり、そして新型コロナウイルス感染症と最前線で対峙する医療関係者の負担軽減に少しでも貢献できればありがたい。

なお、本ガイドラインは、感染症対策、危機管理等の有識者に内容をご確認いただいた上で、令和2年10月時点の最新の情報に基づき作成されているが、今後の新しい知見や社会全体の感染症対策の進展等に応じて、随時、必要な見直しを行う。

その際、有識者のご意見もお聞きしつつ、我が国及び世界の新型コロナウイルスの感染状況等に鑑み、本ガイドラインに基づく対策が必要なくなったと判断される場合は、本ガイドラインを廃止するものとする。

2. 本文書で使用する用語等について

- (1)感染者： 検査で新型コロナウイルス感染症への感染が判明した者。
- (2)有症者： 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嗅覚・味覚の異常など、健康状態に何らかの異常を呈し、医師が新型コロナウイルス感染症の可能性が高いと認めた者。
- (3)濃厚接触者： 有症者が健康状態に何らかの異常を呈する48時間前以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。
 - ①有症者と同室あるいは同室者等(家族等であって有症者と一定時間(15分以上)を客室で過ごした者)
 - ②適切な感染防護なしに有症者を診察、看護または介護していた者
 - ③有症者の気道分泌液または体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
 - ④手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで有症者と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

3. 乗客への対応について

(1)乗船時

- ①乗船受付時に非接触型体温計、サーモグラフィ等により、発熱(37.5℃を目安とする、以下同じ。)がないこと及び発熱以外の体調不良がないことを確認すること。
- ②乗船受付時に予め定めた様式により、乗客に健康質問票[※]を提出させたうえ、公的書類等による本人確認を行うこと。
- ③健康質問票の記載内容及び体温測定の結果を踏まえ、当該乗客及びその同一グループの者の乗船の可否を判断すること。
- ④乗船の可否判断の結果、乗船を断る場合があることについては、予め乗客に具体的に周知するとともに、乗船を断った乗客に対する帰宅等の案内を適切に行うこと。
- ⑤乗船までの日常生活中、乗船のための移動時、乗船手続時についても、マスク着用等の感染予防に努めるよう、予め乗客に周知すること。
- ⑥乗船受付時に他の乗客と十分な距離(可能な限り2メートル以上、最低1メートル以上、以下同じ。)がとれるよう、受付時間の分散化等、旅客ターミナル等を運営する自治体等との調整を行うなど、感染防止対策を適切に行うこと。

※ 健康質問票には、乗船14日前までの渡航歴、新型コロナウイルス感染症感染者との接触の有無、体調不良(軽度な咳・咽頭痛などの症状も含む)の有無、体温の記載を含めること。また、万一の場合の重症化リスクを予め把握するため、基礎疾患の有無についても含めること。

(2)乗船中

- ①自室内及びレストラン等での飲食中の場合を除き、船内ではマスク着用を徹底するよう周

知すること。ただし、熱中症のおそれがある場合、開放デッキで他の乗客及び乗組員と十分な距離がとれる場合についてはこの限りではない(この場合は、対面での声高な会話を避けるよう注意喚起を行うこと。)

- ②手洗い・手指消毒等の励行について注意喚起すること。
- ③自室内の換気に努めるよう注意喚起すること。
- ④定期的に(原則1日1回以上)体温測定を求める等、乗客自身の体調管理について注意喚起すること。
- ⑤船内では他の乗客及び乗組員と十分な距離を保持するよう注意喚起すること。
- ⑥体調に何らかの異常があった場合には、定められた方法により速やかに診断を受けるよう周知すること。この場合、診断時に船内電話を活用する等、感染防止(乗客、医師双方)の措置を講じること。
- ⑦体調に何らかの異常があった場合には、診断を受けるまでの間、船内施設の利用を控え自室内で待機するよう周知すること。
- ⑧厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ」については、原則として利用可能な状態とするよう要請すること。また、他の船内で利用可能な健康管理アプリ(乗客や乗組員の健康状態の記録及び船医によるモニタリングが可能なものが望ましい。)についてもその使用が効果的な場合は、積極的にこれを活用するよう乗客に求めること。
- ⑨不要不急な客室間の行き来は極力避けるよう周知すること。
- ⑩上記②、③、④、⑤の注意喚起にあたっては、船内アナウンスをすること。

(3) 寄港地での上陸

- ①上陸の間も飲食中の場合を除き、マスク着用を徹底するよう周知すること。ただし、熱中症の恐れがある場合、屋外で他の乗客等と十分な距離がとれる場合についてはこの限りではない。
- ②上陸の際には、舷門等において乗客の体温測定を実施し、発熱がないことを確認すること。
- ③発熱または咳、咽頭痛など、健康状態に何らかの異常がある乗客については、上陸を見合わせ、船内医師の診断を受けさせること。
- ④舷門周辺で他の乗客と十分な距離がとれるよう、上陸時間の分散化等、必要な措置を講じ、旅客ターミナル等でも同様の対策がとられるよう管理者と予め調整を行うこと。
- ⑤上陸中に発熱または咳、咽頭痛など、健康状態に異常が生じた場合に本船に連絡させること。また、本船の連絡先を乗客に周知すること。
- ⑥船内に戻る際には乗客の体温測定を実施し、発熱または咳、咽頭痛などの健康状態に異常がないことを確認すること。
- ⑦上記③、⑤、⑥において、発熱または咳、咽頭痛など、健康状態に異常があった場合には、船内医師の診断及び新型コロナウイルス感染症の検査を行い、検査結果が出るまでは船内で隔離すること。

(4) 最終港での下船

- ①下船の際には、舷門等で乗客の体温測定を実施し、発熱がないことを確認すること。
- ②有症者及び濃厚接触者については、船内医師の診断及び新型コロナウイルス感染症の検査を行い、検査結果が出るまでは船内で隔離すること。

- ③舷門周辺で他の乗客と十分な距離がとれるよう、下船時間の分散化等、必要な措置を講じること。
- ④下船及び手荷物受け取りの際に他の乗客と十分な距離がとれるよう、旅客ターミナル等の管理者と予め調整を行うこと。

4. 船内の衛生管理

- (1)新型コロナウイルス感染症対策を徹底させるため、船内における衛生管理規程を整備すること。
- (2)衛生管理規程には、以下の事項を盛り込むこと。
 - ①船内の衛生責任者の選定と役割。
 - ②船内の衛生管理体制(船内に有症者・感染者が発生した場合の緊急連絡体制を含む)。
 - ③有症者及び感染者が発生した場合に使用する個人防護具の種類と船内に備蓄する個数。
 - ④感染者が発生した場合の対応に関する船員への教育・訓練の方法。
 - ⑤有症者が発生した場合の船内の対応方法
 - a)有症者に対する船内での検査の手順
 - b)有症者の船内隔離、診断
 - c)濃厚接触者の特定と船内隔離
 - d)他の乗客の自室待機
 - e)有症者が利用した船内施設の閉鎖または消毒
 - f)乗客への周知
 - ⑥船内検査で感染者が確認された場合の船内の対応方法
 - a)感染者及び濃厚接触者の船内隔離
 - b)全ての船内施設の利用停止
 - c)乗客への周知
 - d)船内ゾーニング
 - e)船内消毒
 - f)保健所等への通報手順

5. 船内施設の維持管理等

(1)客室

- ①清掃時には、担当者にマスク及び使い捨て手袋を着用させ、交差汚染を防止すること。
- ②少なくとも、クルーズ終了後の清掃時には、ドアノブ、テレビや空調のリモコン、照明スイッチ等の接触部分の消毒をさせること。
- ③客室内のゴミ(マスク、ティッシュ等の感染源となるおそれのあるもの)については、予め分別するよう乗客に周知のうえ徹底させ、担当者に密閉処理させること。また、清掃の担当者に対しては、作業終了後の着替えを義務づけること。

- ④船内で2泊以上する場合であって乗客の求め等により客室の清掃を行う場合には、乗客との接触がないよう最大限努めること。
- ⑤使用済みリネン類は、回収から洗濯までの間、担当者にマスク及び使い捨て手袋を着用させること。また、洗濯の担当者に対しては、作業終了後の着替えを義務づけること。
- ⑥以下の関係業界ガイドラインも参考とすること。

(一社)日本旅館協会

<http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>

(一社)全日本シティホテル連盟

<https://www.jcha.or.jp/news/203>

(一社)日本ホテル協会

<https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801>

(2) レストラン等飲食施設

- ①乗組員が飲食物を提供する施設に入る前には、手洗い、手指消毒、マスクの着用を徹底させること。
- ②乗客の飲食終了の都度、テーブル・カウンターを消毒させること。
- ③下膳の際には、残渣物(食品、唾液、鼻水が付着したナプキン等)からの感染を防止する措置を講じること。
- ④レストラン等飲食施設での感染防止のため、必要に応じ、座席数を減らす、対面を避ける、食事時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ⑤座席の配置については、十分な距離を確保するよう努めること。
- ⑥原則として、卓上には調味料、予備食器、共有メニューを置かないこと。ただし、やむを得ず卓上に置く場合は飲食終了の都度、消毒または交換を行うこと。
- ⑦原則として、ビュッフェ等のセルフサービス施設は休止すること。ただし、やむを得ず実施する場合は、乗組員が料理を取り分けること。
- ⑧以下の業界ガイドラインも参考とすること。

(一社)日本フードサービス協会

<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

(一社)全国生活衛生同業組合中央会

<http://www.seiei.or.jp/chuoukai/syoutai.html>

(3) 劇場、映画館

- ①開始及び終了時に出入口に乗客が密集しないよう、入退場の順番を定める等、必要な措置を講じること。
- ②開始前及び終了後に場内の換気に努めること。
- ③座席の配置については、十分な距離を確保するよう努めること。
- ④劇場においては、最前列席と舞台との間隔を2メートル以上とること。また、乗客と接触するような演出(声援を惹起する、乗客を舞台上げる、ハイタッチをする等)は行わないこと。
- ⑤乗客に対して声援等の発声を控えるよう注意喚起すること。
- ⑥以下の業界ガイドラインも参考とすること。

(公社)全国公立文化施設協会

https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf
全国興行生活衛生同業組合連合会
https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf

(4) 大浴場、プール

- ①乗客に対し、予め入場を制限する必要があることを注意喚起すること。
- ②ロッカー、椅子等の共用部分、手桶、ドライヤー等の共用備品については一定時間毎に消毒を行うこと。
- ③使用済みタオル類は、回収から洗濯までの間、担当者にマスク及び使い捨て手袋を着用させること。また、洗濯の担当者に対して、作業終了後の着替えを義務づけること。
- ④以下の業界ガイドラインも参考とすること。
全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
http://www.1010.or.jp/zenyoku/img/zenyoku_guideline.pdf
(一社)日本スイミングクラブ協会
<http://www.sc-net.or.jp/>

(5) 関係業界ガイドラインの活用

- 上記に記載の対応のほか、船内の各種施設(エステサロン、フィットネスクラブ、遊戯コーナー、バー、図書室等)における対応については、以下の業界ガイドラインも参考とすること。
- 特定非営利活動法人 日本エステティック機構、(一社)日本エステティック振興協議会
<http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/files/3120200601.pdf>
(一社)日本フィットネス産業協会
https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/fia_guide.pdf
(一社)日本アミューズメント産業協会
<https://jaia.jp/wp-content/uploads/2020/05/ガイドライン PDF.pdf>
(一財)カクテル文化振興会、(一社)日本バーテンダー協会、
(一社)日本ホテルバーメンス協会
http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf
(公社)日本図書館協会
<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/gaidoline-corona0514.pdf>

(6) その他

- ①上記の他、船内施設の座席の配置については、十分な距離の確保に努めること。
- ②船内で不特定多数が接触する物品・機器(電話、パソコン、スイッチ等)、手すり・ドアノブ、トイレ、共有スペースの什器などの接触部分を定期的に消毒すること。
- ③擦式アルコール手指消毒薬を船内に備え付け、②の什器などの接触の後に手洗いができない場合には、消毒薬を使用するよう乗客・乗組員に周知すること。
- ④船内の換気設備を適切に運転・管理し、窓の開閉が可能な客室にあっては定期的に換気するよう乗客に注意喚起すること。
- ⑤船内にサーモグラフィを設置し、乗客の体温測定をすること。

6. 乗組員への対応について

(1) 教育・訓練

- ① 衛生管理規程に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する教育を行うこと。
- ② 衛生管理規程に基づき、本船内における感染症対策に関する教育・訓練を行うこと。
- ③ 衛生管理規程に基づき、本船内における新型コロナウイルス感染症感染防止に必要な個人防護具に関する教育及び着脱に関する訓練を行うこと。

(2) 船内での対応

- ① 1日2回の体温測定、健康状態等、乗組員の健康状態の記録をとること。
- ② 本船の運航に必要な要員については、乗客との接触を避け、新型コロナウイルス感染症感染防止のための措置を徹底させること。
- ③ 就業時間内は、やむを得ない場合を除き、マスク着用を徹底させること。就業時間外であっても自室及び飲食時以外はマスク着用を徹底させること。なお、相部屋で同室者が在室する場合は、十分な距離を保ち、対面での会話を避けるよう徹底させること。
- ④ 船内においては、乗組員同士の間には十分な距離を保持させること。また、手洗い・手指消毒などの感染防止のための措置を徹底させること。
- ⑤ 物品・機器等（作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等）については複数人で共用させないこと。ただし、やむを得ず共用させる場合には、消毒等感染防止措置を講じるとともに、共用させた者を特定できるよう記録をつけること。
- ⑥ 船内の備品・機器類（パソコン、各種端末等）については、一定時間毎に消毒を行うこと。
- ⑦ 訪船者の対応は真に必要な場合に限り、仕切りのない対面での接触を避けること。その場合、訪船者に対しても、マスクの着用等の新型コロナウイルス感染症感染防止措置をとらせること。

(3) 乗組員交代について

① 乗船者

- a) 自宅出発日の 14 日前から体温を計測、記録させ、体調不良（軽度な咳・咽頭痛などの症状も含む。）があった場合には報告させること。
- b) 乗船時に PCR 等の検査を実施（外国人の場合は入国時の検査とは別途実施）し、陰性であることを確認すること。
- c) 乗船予定者の同居家族に発熱、咳など健康状態に何らかの異常があり、感染が疑われる場合には、乗船を見合わせ、医師の診断を受けさせたいえ、その結果について報告させること。

② 下船者

- a) 14 日前からの体温の記録、体調をチェックし、下船に問題がないことを確認すること。
- b) 下船後に感染者が発生した場合の連絡を取りやすくするため、乗組員の交代状況と連絡先については、雇用継続の有無にかかわらず、一定期間記録を残すこと（派遣船員については派遣元も同様）。

7. 有症者が発生した場合について

- (1) 有症者が発生した場合は、衛生管理規程に従い、船内で新型コロナウイルス感染症感染検査を実施すること。ただし、何らかの理由で船内での検査が実施できない場合には、有症者が発生した時点で、「8. 有症者の感染が確認された場合について」と同様の対応をとること。
- (2) 検査結果が出るまでの間、衛生管理規程に従い、有症者及び濃厚接触者を船内で隔離すること。
- (3) 有症者が発生した時点で、船内イベント及び船内施設の使用を休止し、他の乗客は自室に待機させること。
- (4) 上記措置をとることを予め乗客に周知すること。

8. 有症者の感染が確認された場合について

- (1) 船内検査で有症者の感染が確認された場合は、衛生管理規程に従い、感染者及び濃厚接触者の隔離を継続し、他の乗客を自室に待機させること。
- (2) 可能な範囲で、感染者及び濃厚接触者の乗船以降の行動を聴取し、他に濃厚接触者に該当する者の有無等状況の把握に務めること。接触管理アプリが導入されている場合には、積極的に活用すること。また、濃厚接触者の対象範囲については保健所等に助言を求めること。
- (3) 濃厚接触者に対しては、保健所等の助言を踏まえた上で、検査等の対応をとること。
- (4) 本船が国内寄港地に停泊中、国内各港間を航行中のいずれの場合も指定感染症発生の場合の手続きに則り、関係機関(国土交通省海事局、保健所等、海上保安庁(航行中の場合)、港湾管理者等)に通報すること。なお、関係機関の連絡先については、最新の情報を相互に共有すること。
- (5) 上記通報と同時に、停泊中の寄港地又は次の寄港地を管轄する保健所等に陸上隔離を要請すること。なお、感染者の容態、地域の医療体制等を理由に陸上隔離ができない場合に備え、下船港までの船内隔離にも対応できる体制とすること。
- (6) 船内で感染者が確認された時点で、船内イベント及び船内施設の使用を中止し、上記(5)の対応後、保健所等、関係機関の助言を確認のうえ、速やかに下船港に向かうこと。また、この間、他の乗客は自室に待機させること。
- (7) 万一、船内で複数のグループから感染者が確認されるなど、地域の医療体制に著しく影響する事態が発生した場合には、その対応について保健所等、関係機関と協議すること。
- (8) 下船港における感染者以外の乗客の下船については、予め都道府県等の衛生主管部局

と協議し、港湾管理者等と連携のうえ、対応すること。

(9)濃厚接触者の公共交通機関の利用については、予め都道府県等の衛生主管部局と協議し、公共交通機関の利用ができない場合には、港湾管理者等と連携のうえ、帰宅等に係る交通手段を斡旋すること。

(10)感染者を下船させる際には、乗組員や他の乗客等に感染が広がらないよう、動線について予め港湾管理者等と調整し、連携のうえ、対応すること。

9. 上記以外の対応について

(1)上記に記載の対応の他、「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(海事局安全政策課)」をはじめ、これまで海事局から発出され、また今後発出される通達等を参照し、適切に対応すること。

(2)下船後に感染が判明した場合に備え、乗客の連絡先等必要な情報を一定期間保存し、また、乗客に対し後日連絡を取る場合があることを周知すること。

(3)出港後に乗客が下船できなくなる事態が生じないよう、当該クルーズの下船港(発着港を基本として予め調整)の港湾管理者、都道府県等の衛生主管部局と、当該港に確実に帰港し下船できる対応策を事前に協議すること。

10. 適用

本ガイドラインは、まずは国内クルーズに適用されるものであり、国際クルーズの実施にあたっては必要な改訂を行う。

11. 主な連絡先及び参考情報

(1)保健所

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html

(2)検疫所

<https://www.forth.go.jp/index.html>

(3)国土交通省海事局

安全政策課危機管理室(事案発生時の報告) 03-5253-8616

e-mail: hqt-kaiji-renraku-10@gxb.mlit.go.jp

外航課(上記以外の相談等) 03-5253-8619

e-mail: hqt-kaiji-gaikouka-01@gxb.mlit.go.jp

クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における 感染拡大予防ガイドライン

令和2年10月23日（第二版）

公益社団法人 日本港湾協会

1. はじめに

- 今後、クルーズの再開に当たっては、クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等（着岸する埠頭を含む。以下「旅客ターミナル等」という。）において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する感染防止対策を適切に講じる必要がある。
 - 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」ととされている。
 - このため、旅客ターミナル等を管理する全国の港湾管理者等で組織される公益社団法人 日本港湾協会として、ガイドラインを作成することとした。
 - 本ガイドラインは、港湾管理者及び港湾管理者から旅客ターミナル等の管理の委託等を受けた者（以下「港湾管理者等」という。）が、本邦港湾へのクルーズ船の当分の間における寄港※に際し、旅客ターミナル等におけるクルーズ船の旅客及び乗組員、旅客ターミナル等の従業者等の間の感染を防止するための対策を、とりまとめたものである。
 - 本ガイドラインは、国土交通省の「クルーズ船利用者の安全・安心の確保に向けた有識者WG」に参画している感染症や危機管理等の専門家のご助言を得て、令和2年10月時点の最新の情報に基づき、国内クルーズに適用される「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（令和2年10月23日（第二版）・一般社団法人 日本外航客船協会）」（以下「船舶ガイドライン」という。）に対応するものとして作成している。
 - また、今後のクルーズ船の受入時の知見や諸外国における検討、感染症に関する新たな知見、船舶ガイドラインの改訂等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うものとする。
- ※本ガイドラインにおける「クルーズ船の寄港」とは、レジャーを目的とした船旅で宿泊を伴う船舶（内海のみを航海するものを除く。）の寄港であって、本邦港湾において旅客の乗船又は下船を伴うものをいう。

2. 基本的考え方

- 今後のクルーズ船の寄港に当たっては、旅客ターミナル等における感染防止対策を適切に実施する必要がある。
- 対策の実施に当たっては、港湾管理者等、クルーズ船社（代理店を含む。以下同じ。）その他旅客ターミナル等において関連サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）等が、それぞれのガイドライン等に基づき適切に連携することが重要となる。
- 港湾管理者等は、旅客ターミナル等の施設の管理主体として、ターミナルの共用区域においては自ら感染防止対策を実施するとともに、事業者が店舗等として専ら利

用する区域については、当該事業者に対策の実施を要請する。

3. 旅客ターミナル等全般における感染防止

- 港湾管理者等は、旅客ターミナル等における動線について、旅客や乗組員と、旅客ターミナル等の従業者の接触機会が生じないよう可能な限り分離すること。また、接触機会が生じる区域や従業者について、本ガイドラインに基づく感染防止対策を実施すること。
- 旅客等の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、床に列の間隔を表示するなど、事業者と調整して人と人の距離を確保すること。
- 可能な限り旅客ターミナル内の換気を行うこと。特に換気の悪い場所については利用を控えること。
- 出入口に自動ドアがある場合、強風等やむを得ない場合を除き、自動ドアを優先的に運用し、手動で開閉するドアの運用は必要最小限とすること。また、必要に応じ、ドアを開放すること。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫し、最小限にすること。
- クルーズ船が寄港している間及びその前後においては、通常より頻度を上げて消毒を行うこと。事業者との間で、消毒等の実施主体が不明確な区画がある場合には、調整して明確にすること。
- 手荷物カート、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電話、手すり、エレベーターや自動販売機のボタン等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行うこと。
- 旅客ターミナル等への入場者（既に入場している者を含む。以下同じ。）に対して、ポスター掲示、アナウンス等によりマスク着用、大声での会話の自粛や手指消毒を要請すること。
- 旅客ターミナル等への入場者が利用できる手指消毒液を、旅客ターミナル等の入口、高頻度接触部位周辺等の利用しやすい場所に配置すること。

4. 旅客ターミナル等の従業者の感染防止

- 旅客ターミナル等の各事業者の感染防止責任者及び緊急連絡先を把握すること。
- 旅客ターミナル等の各事業者が雇用する従業者の感染防止のため、事業者に以下の事項を要請すること。
 - ・従業者に対して、感染防止のための「『新しい生活様式』*¹⁾の実践例」の周知・理解促進等を図ること。また、旅客ターミナル等への出勤前に体温や症状の有無を確認させること。
 - ・発熱等の症状がみられた従業者は、出勤を控えさせ、健康状態を毎日確認し、症状に改善が見られない場合や息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、かかりつけ医や帰国者・接触者相談センター等に相談させること。

- ・感染が確認された従業者、濃厚接触があったとされた従業者は、出勤させないこと。また、勤務中に発熱等の症状が見られた従業者は、直ちに帰宅させるなど必要な対応をとること。
- ・従業者に、始業時・休憩後を含め定期的な手洗いをさせること。また、水道を使用できない環境下では、手指消毒液を配置すること。
- ・従業者にマスクを着用させること。また、清掃作業等を行う従業者には手袋を装着させること。
- ・従業者が触れる機器について、交代のタイミング等で消毒を行うこと。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ・マスク、消毒液等の必要な物品を備蓄しておくこと。
- ・バックヤード等における従業者相互の距離が確保されるよう、作業環境等の工夫に努めること。
- ・上記の実施状況を事業者として確認すること。

5. 乗船時の感染防止

(1) 旅客ターミナル等への入場者の確認

- 旅客ターミナル等の入口におけるポスター掲示、アナウンス等により、発熱等の症状がある者は入場しないように呼びかけること。また、旅客や従業者以外の者を入場させることとなるイベント等を実施する場合は、イベント主催者に対して、参加者数を抑制するとともに、参加者に対してサーモグラフィ等による検温を実施することを要請すること。
- クルーズ船社において、発熱等の症状のある者等の乗船回避が適切に実施されるよう、旅客の動線等をクルーズ船社と調整すること。
- 乗船の可否判断や発熱等により、クルーズ船社から乗船を断られた旅客が、他の旅客との接触を回避するために待機する場所（旅客ターミナル外のテントやプレハブ等あるいは旅客ターミナル内の独立空調等の場所）等をクルーズ船社と調整して確保すること。

(2) チェックインカウンターにおける対応

- 旅客の健康確認、預入手荷物の感染防止等を適切に実施するための場所等をクルーズ船社が必要とする場合は、その確保についてクルーズ船社と調整すること。
- カウンターでの接客にあたっては、感染防止対策を適切に行うようクルーズ船社に要請すること。（例：マスク着用、アクリル板や透明ビニールカーテン等*²⁾による遮蔽等）
- カウンターにならぶ旅客等の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、クルーズ船社と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。また、チェックイン時間帯の分散等をクルーズ船社に要請すること。

(3) 乗船前（旅客ターミナル内～乗船口）における対応

- 待合室、ベンチ等について、対面座席の配置の見直し、間隔が密な座席の一部使用禁止等を行うこと（2mを目安。最低1m。）。
- インフォメーションセンター、売店、飲食店、自動販売機等について、利用者の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、事業者と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。また、事業者には非接触型決済の利用を推奨すること。
- 特に飲食店について、店内での感染防止対策を適切に行うよう事業者には要請すること。（例：椅子を間引く等により一定の間隔を確保、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽、透明ビニールカーテン等*²⁾により店員と利用者の間を遮蔽、利用客が入れ替わる都度消毒、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の適切な洗浄・消毒）
- トイレについて、便器内は通常の清掃が良いが、不特定多数が触れる場所（例：便器・蛇口・ドアノブ・スイッチ類・ゴミ箱）は、清掃の頻度を上げ、消毒を行うこと。蓋のある便器は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。ハンドドライヤーは止め、共有のタオルは禁止すること。埠頭内に仮設トイレを設置する場合、仮設トイレ付近に手指消毒液を設置すること。
- 喫煙スペースについては、ポスター掲示等により、対面での会話の回避や人と人の間隔が一定（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう調整すること。困難な場合は使用中止も含めて検討すること。
- CIQエリアやボーディングブリッジ・タラップについて、旅客の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、クルーズ船社と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。併せて、ポスター掲示等により、旅客同士の会話を控えるよう促すこと。

6. 下船・一時上陸時の感染防止

(1) 上陸旅客への感染防止の啓発等

- 旅客ターミナル等におけるポスター掲示、アナウンス等により「新しい旅のエチケット」*³⁾等を周知すること。
- 旅客ターミナル等の周辺のバス・タクシー乗り場について、ならば旅客等の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう関係者と調整すること。また、クルーズ船社に下船時間の分散等を要請すること。
- 寄港地周辺の交通機関、観光施設等で実施されている感染防止対策（利用条件、入場制限等）について、クルーズ船社や旅客への情報提供に努めること。

(2) 埠頭内における歓送迎イベント・物産展等における対応

- 旅客や従業者以外の者を旅客ターミナル等に入場させることとなるクルーズ船の歓送迎イベント等を実施する場合は、イベント主催者に対して、以下の対応を行う

よう要請すること。

- ・参加者数を抑制すること。
- ・イベント等の告知にあたり、感染が確認された者、濃厚接触があったとされた者、発熱等の症状がある者は、埠頭に入場できないことを周知すること。
- ・イベントの実施者や物産展等の出店者（以下「出店者」という。）に、旅客等と対応するスタッフのマスク着用、小まめな手洗い、人と人が対面する場所におけるアクリル板や透明ビニールカーテン等*²⁾による遮蔽等を要請すること。
- ・店舗や食品販売等について、利用者の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、出店者と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。困難な場合は、イベント等の規模を縮小すること。
- ・特に飲食スペースがある場合は、店内での感染防止対策を適切に行うよう出店者に要請すること。（例：椅子を間引く等により一定の間隔を確保、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽、透明ビニールカーテン等*²⁾により店員と利用者との間を遮蔽、利用客が入れ替わる都度消毒、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の適切な洗浄・消毒）

（3） 帰船・再乗船する旅客への対応

- クルーズ船社において、発熱等の症状のある者等の確認が適切に実施されるよう、乗船しようとする旅客の動線等をクルーズ船社と調整すること。

（4） 下船・一時上陸する旅客への対応

- クルーズ船社において、下船・一時上陸する旅客の検温が適切に実施されることを確認すること。
- 旅客の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、クルーズ船社と調整して旅客ターミナル等の床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。併せて、ポスター掲示等により、旅客同士の会話を控えるよう促すこと。
- 埠頭における急病人等の搬送動線を予めクルーズ船社と調整しておくこと。
- 緊急事態に備え、地域の関係機関との情報共有体制の整備、クルーズ船社や代理店との休日・夜間も含む連絡先の共有等を行っておくこと。
- 万が一、船内で感染者が確認された場合においても、他の旅客について、交通手段が確保されず帰宅できない事態が生じないよう、クルーズ船社と都道府県等の衛生主管部局との事前協議を踏まえつつ、クルーズ船社を支援すること。
- 旅客や乗組員の氏名・連絡先等の情報（濃厚接触情報を含む。）を、下船後少なくとも14日間保存するようクルーズ船社に要請すること。

（参考）

* 1) 新しい生活様式

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

* 2) 透明ビニールカーテン等に係る火災予防上の留意事項について

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200722_yobou_1.pdf

* 3) 新しい旅のエチケット

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020072704.html>